

新型コロナウイルス感染症への対応

令和4年10月1日

一般財団法人静岡県生活科学検査センターでは、以下のような考え方や対策により、新型コロナウイルス感染症の感染対策に取り組んでおります。

1 事業継続の考え方

当センターは、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「国民の安定的な生活の確保」、「社会の安定の維持」、「医療体制の維持」のため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として位置付けられており、必要な対策を講じた上で、事業を継続することとしております。

2 主な対策

- (1) 職員への周知徹底(4月1日 所長から全職員に周知、毎月の幹部会議でも周知)
 - ・「新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」、「新型コロナウイルス感染者が発生した場合の対応手順」、「徹底しよう！職場の感染対策」、「濃厚接触者の取扱い」を作成、周知
 - ・基本対策の徹底(①不織布マスクの着用、②手洗い、③人と人との距離を確保、④消毒、⑤こまめな換気)、黙食、風邪症状時の自宅待機、不要不急の移動の回避
 - ・検温等自己健康管理の徹底(必要に応じて健康管理表の記入)
 - ・新型コロナワクチンの接種推奨のため、特別有給休暇を各1日付与
- (2) 行事の制限
 - ・辞令交付式、理事会・評議員会等の参加者を縮小
 - ・会議、研修会の中止・延期、県外出張の自粛
 - ・歓送迎会、職員旅行事業の中止
- (3) 事業の継続
 - ・BOD検査のバックアップ体制の構築
 - ・MAXHUBを導入し、WEB会議を実施
- (4) 物品の配布等
 - ・マスク配布
 - ・消毒液配備
 - ・非接触体温計配備
- (5) 来訪者への対応等
 - ・足踏式の消毒液、自動検温計、衝立(アクリル板)の設置
 - ・マスクの着用、消毒、手洗いの徹底、風邪症状時の来訪回避の依頼
 - ・職員採用面接でのマスク、フェイスシールドの着用、距離・換気の確保

3 職員に感染等が確認された場合の対応

- ・職員が感染又は濃厚接触者となった場合は、直ちに情報を共有します。
- ・感染した場合は、発症から7日間を療養期間とし、8日目から出勤可能とします。
- ・濃厚接触者となった場合は、原則5日間の自宅待機とします。
- ・事業所内で感染者が発生した場合は、濃厚接触者の特定は行いません。
- ・同居家族が濃厚接触者になった場合は、出勤を含む外出を制限しません。